

新居浜市教育委員会公告第1号

(仮称)新居浜市西部学校給食センター整備事業における設計・施工一括  
発注公募型プロポーザルの実施について

(仮称)新居浜市西部学校給食センター整備事業を行うに当たり、公募型プロポーザルにより設計業務、工事監理業務及び建設工事を実施する事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和3年4月6日

新居浜市副市長 加藤 龍彦

1 事業等の概要

- (1) 事業名 (仮称)新居浜市西部学校給食センター整備事業(以下「本事業」という。)
- (2) 事業内容 別紙「(仮称)新居浜市西部学校給食センター整備事業募集要項」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和5年8月31日まで
- (4) 提案上限額 2,895,750,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

2 事業担当課

〒792-8585

新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市教育委員会事務局学校教育課

電話 0897-65-1301(直通)

FAX 0897-65-1306

### 3 プロポーザル参加者の資格要件

#### (1) プロポーザル参加者の構成等

##### ア プロポーザル参加者の構成等

(ア) プロポーザル参加者は、新居浜市（以下「市」という。）の求める性能を備えた学校給食センター（以下「本施設」という。）を設計、施工することができる企画力、資力、信用、技術的能力及び実績を有する複数の企業（以下「構成企業」という。）により構成されるグループ（以下「参加グループ」という。）とする。

(イ) 参加グループは、本施設の設計業務を担当する企業（以下「設計企業」という。）、本施設の工事監理業務を担当する企業（以下「工事監理企業」という。）及び本施設の建設工事を担当するする企業（以下「建設企業」という。）により構成するものとする。なお、建設企業は、複数の企業で構成する特定建設工事共同企業体（以下「建設JV」という。）とする。また、調理設備、食器・食缶等の調達等に係る業務を担当する企業（以下「調理設備企業」という。）については、参加グループとは別に建設企業と協力関係にある者とする。

(ウ) 構成企業は、他の参加グループの構成企業になることはできないものとする。ただし、調理設備企業は、複数の参加グループと協力関係を結ぶことはできるが、1参加グループに対し1者とする。

##### イ 代表企業の選定

(ア) プロポーザル参加者は、構成企業のうち、建設JVへの出資比率が最大の建設企業を代表企業として定め、参加表明書及び参加資格審査申請書類（以下「申請書類等」という。）にて明らかにすることとする。

(イ) 代表企業は、本プロポーザルへの応募手続、優先交渉権者となった場合の契約締結に係る事務など、市との調整・協議等における窓口役を担うほか、本事業に係る参加グループ内の全ての企業の調整等の責任を負うものとし、市への申請書類等の提出及び市からの通知等については、原則として代表企業を通じて行われるものとする。

#### ウ 構成企業の制限

構成企業は、同一の企業が複数の業務を実施することができるが、設計企業又は工事監理企業と建設企業を同一の者又は相互に資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできない。

※ 「資本面で関係のある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面で関係のある者」とは、一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合をいう。以下同じ。

#### エ 複数応募の禁止

構成企業及び構成企業と資本面又は人事面で関係のある者は、他の参加グループの構成企業になることはできないものとする。ただし、市が各構成企業と契約を締結した後、選定されなかった参加グループの構成企業が、契約した構成企業の業務等を支援及び協力することは可能とする。

### (2) 参加グループの資格要件

#### ア 構成企業の共通資格要件

参加グループの構成企業は、次に掲げる要件を全て備えているものとする。

##### (ア) 基本資格要件

令和3・4年度新居浜市入札（見積）参加資格審査申請書を提出し、参加資格を有すると認定されている者（認定期間が有効であること。）

##### (イ) 参加者の制限

次の要件に該当する者は、参加グループの構成企業となることはできない。

- a 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- b 公告日から契約締結日までの間において、市が定める要綱による指名停止措置を受けている者
- c 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続の開始の申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てをしている者（ただし、手続開始の決定後、

所定の手続に基づく再認定等を受けている場合を除く。)

- d 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき破産手続開始の申立てをしている者
- e 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は提案書受付日前6か月以内に手形又は小切手を不渡りしている者
- f 役員等（法人である場合にはその役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは常時業務・建設工事に係る契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（新居浜市暴力団排除条例（平成23年条例第29号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年間を経過しない者をいう。）であると認められる者
- g 本事業に係るコンサルタント業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関係がある者

※ 本事業に係るコンサルタント業務に関与した者は、次に掲げるとおりである。

・株式会社 長 大：東京都中央区日本橋蛸殻町1-20-4

・内藤滋法律事務所：東京都中央区築地2-3-4

#### イ 構成企業の個別資格要件

参加グループの各構成企業は、申請書類等の提出期限の日において、それぞれ次に掲げる要件を全て満たしているものとする。

##### (ア) 設計企業の個別資格要件

設計企業は、次に掲げる要件を全て満たしているものとする。

- a 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けていること。
- b 平成24年4月以降に、類似の公共建築物（建築一式工事で主たる構造が鉄骨造又は鉄筋コンクリート造で延べ床面積2,000㎡以上のもの）の新築工事の実設計の実績を有すること。
- c HACCP対応施設に対する相当の実績を有すること。

※ HACCP対応施設に対する相当の実績とは、HACCP認証取得施設（ISO22000認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評

働事業等によりH A C C Pと同等の自主衛生管理を行っている」と認められた施設等) の設計実績、ドライシステムの学校給食施設の設計実績、H A C C Pに関する書籍の出版等の実績、又はH A C C Pに関する審査員等の資格を有する者を雇用していること。以下同じ。

d 平成24年4月以降に、1日の調理能力が4,000食以上の学校給食センター又は大量調理施設の新築工事の実設計の実績を有すること。

※ 学校給食センターとは、学校給食法施行令(昭和29年政令第212号)に定める単独校調理場及び共同調理場並びに夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律(昭和31年法律第157号)に定める夜間学校給食の実施に必要な施設並びに特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律(昭和32年法律第118号)に定める学校給食の実施に必要な施設をいう。以下同じ。

※ 大量調理施設とは、大量調理施設衛生管理マニュアルが適用される、同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設をいう。以下同じ。

e 本設計業務に従事する責任者として、次の要件を全て満たす管理技術者及び照査技術者を配置できること。

(a) 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有する者

(b) 申請書類等の提出期限の日において自社と直接的雇用関係にある者

(c) 本事業における工事監理業務及び建設工事に従事しない者

(d) 前記bの実績と同等以上の設計業務に従事した経験を有する者

(イ) 工事監理企業の個別資格要件

工事監理企業は、次に掲げる要件を全て満たしているものとする。工事監理企業は、設計企業と同一でも構わないが、その場合は設計業務に関わった者とは別の者を配置すること。

a 建築士法第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けていること。

b 平成24年4月以降に、類似の公共建築物(建築一式工事で主たる構造が鉄骨造又は鉄筋コンクリート造で延べ床面積2,000㎡以上のもの)の新

築工事に係る工事監理業務の実績を有すること。

c HACCP対応施設に対する相当の実績を有すること。

d 平成24年4月以降に、1日の調理能力が4,000食以上の学校給食センター又は大量調理施設の新築工事に係る工事監理業務の実績を有すること。

e 本工事監理業務に従事する責任者として、次の要件を全て満たす管理技術者を配置できること。

(a) 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有する者

(b) 申請書類等の提出期限の日において自社と直接的雇用関係にある者

(c) 本事業における設計業務及び建設工事に従事しない者

(d) 前記bの実績と同等以上の工事監理業務に従事した経験を有する者

(ウ) 建設企業の個別資格要件

a 建設企業の参加形態

建設企業は、建設JVによる共同施工方式とし、次に掲げる要件を全て満たすこととする。

(a) 構成員数

2者又は3者とする。

(b) 出資比率

代表者となる構成員の出資比率は、50%を超えるものとし、他の構成員の出資比率は、2者の場合は30%以上、3者の場合は20%以上とする。

b 建設JVの代表者に関する要件

(a) 四国内に本店、支店又は営業所等を有する者で、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第2項別表第1に規定する「建築工事業」において、同条第1項第2号に規定する特定建設業の許可を受けていること。

(b) 建設業法第27条の23に定める経営事項審査（建築一式）を受けており、総合評定値が1,500点以上であること（有効期間内のものに限る。）。

(c) 平成24年4月以降に元請として公共建築物（建築一式工事で主たる構造が鉄骨造又は鉄筋コンクリート造で延べ床面積2,000㎡以上のもの）

の施工実績を有すること（共同企業体の構成員であった場合は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

(d) 配置予定技術者として、営業所専任技術者以外に建築工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（監理技術者資格者証の裏面に講習修了履歴が貼付されている者は不要）を有する監理技術者を専任（工事現場に常駐して専らその職務に従事する。）で配置できること。なお本建設企業の監理技術者は、各構成企業の配置技術者を統括する監理技術者として、原則として本工事開始日から完成検査終了日まで変更は認めないものとする。

c 建設JVの代表者以外の構成員に関する要件

(a) 建設業法第27条の23に定める経営事項審査（建築一式）を受けていること（有効期間内のものに限る。）。

(b) 新居浜市建設業者格付事務取扱要項第3条第1項に基づく「建築工事」の等級（令和元・2年度）が「A」で、建設業法第3条第2項別表第1に規定する「建築工事業」において、同条第1項第2号に規定する特定建設業の許可を受けていること。

(c) 平成24年4月以降に元請として公共建築物（建築一式工事で主たる構造が鉄骨造又は鉄筋コンクリート造で延べ床面積1,000㎡以上のもの）の施工実績を有すること（共同企業体の構成員であった場合は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

(d) 配置予定技術者として、営業所専任技術者以外に一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の国家資格を有する主任技術者を専任（工事現場に常駐して専らその職務に従事する。）で配置できること。

(3) 調理設備企業の個別資格要件

ア 平成24年4月以降に、1日当たりの調理能力が、4,000食以上の学校給食センター又は大量調理施設の厨房機器の納入実績を有すること。

イ HACCP対応施設に対する相当の実績を有すること。

ウ その他要件は上記(2)参加グループの資格要件アと同じとする。

#### 4 申請書類等の提出

##### (1) 提出書類

申請書類等一式

##### (2) 提出期間

令和3年5月12日(水)から同月19日(水)までの執務時間中(閉庁日を除く8時30分から17時15分まで。以下同じ。)

##### (3) 提出先

2の事業担当課

##### (4) 提出方法

執務時間中に持参又は郵送(配達証明書付き書留郵便に限り、提出期限までに必着のこと。)により提出すること。

#### 5 参加資格審査結果の通知

令和3年5月28日(金)までに事業担当課から書面により通知する。

#### 6 プロポーザル関係書類の配布方法

市のホームページ(<https://www.city.niihama.lg.jp/>)のトップページ上の「組織できがす」→「教育委員会事務局」→「学校教育課」画面を展開し、「新着情報」上の関係資料をダウンロードすることができる。ただし、これにより難しい場合は、次により配布する。

##### (1) 配布期間

公告日から令和3年5月19日(水)までの執務時間中

##### (2) 配布場所 2の事業担当課

#### 7 優先交渉権者の特定

市が設置する(仮称)新居浜市西部学校給食センター整備事業者選定委員会において、提案関係書類、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を基に審査基準に基づき審査を行い、総合評価点の最も高かった者を優先交渉権者に特定する。

## 8 その他

- (1) 優先交渉権者として特定後、市との協議を経て仮契約締結を行う。
- (2) 仮契約は、市議会の議決をもって本契約とする。
- (3) 提案書その他の関係書類の作成及び提出に要する経費、プレゼンテーションに要する経費その他本プロポーザル参加に要する経費は、参加者の負担とする。また、提案報酬は、支払わないものとする。
- (4) その他詳細については、（仮称）新居浜市西部学校給食センター整備事業募集要項による。